

地域支援事業交付金交付事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 地域支援事業交付金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付金の交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は、1部とし、提出期限は、別途指定した期日とする。

2 要項第3条第2項の規定にかかわらず、規則第3条第2項の添付書類は、厚生労働省が示す地域支援事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第7で定めるもののうち、熊本県が別途通知等で示す様式とする。

(交付金の交付の条件)

第3条 規則第5条第1項第3号のその他知事が必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具並びにその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(交付金の変更交付申請)

第4条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とする。

2 前項の変更申請書には、第2条第2項各号に掲げる書類を添付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

- 2 要項第9条第2項の規定にかかわらず、規則第13条の添付書類は、交付要綱の第11で定めるもののうち、熊本県が別途通知等で示す様式とする。
- 3 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、別途指定した期日までとする。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）7月30日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。